「2018年合格目標 LEC全日本社労士公開模試第2回」から 第50回社労士試験【択一式】健保法《問6A》の出題が **的中しました** • •

LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU18711 p. 36 健康保険法問6-C肢]

C 被保険者の臓器移植に係る海外療養費については、臓器移植を必要とする被保険者がレシピエント適応基準に該当し、海外渡航時に日本臓器移植ネットワークに登録している状態であり、かつ、当該被保険者が移植を必要とする臓器に係る国内における待機状況を考慮すると、海外で移植を受けない限りは生命の維持が不可能となる恐れが高い場合は、健康保険法第87条第1項にいう「被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるとき」に該当することとされている。

(O)

本試験出題はこうでした!

第50回 社労士試験 問題 〔択一式〕 健康保険法 【問6-A肢】

A 臓器移植を必要とする被保険者がレシピエント 適応基準に該当し、海外渡航時に日本臓器移植ネットワークに登録している状態であり、かつ、当 該被保険者が移植を必要とする臓器に係る、国内 における待機状況を考慮すると、海外で移植を受 けない限りは生命の維持が不可能となる恐れが高 い場合には、海外において療養等を受けた場合に 支給される療養費の支給要件である健康保険法第 87条第1項に規定する「保険者がやむを得ないも のと認めるとき」に該当する場合と判断できる。

(O)

